

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 公害防止計画の推進

府域における公害防止と環境保全のための基本的計画として昭和47年12月に公害対策基本法に基づき大阪地域公害防止計画を、昭和48年9月に大阪府公害防止条例に基づき同計画を包含する計画として「大阪府環境管理計画(BIG PLAN)」を策定するとともに、これに基づき各種施策の推進に努めてきた。

しかし、その後環境関連諸法令の制定、改正並びに環境基準の新設、改定が行われたこと等により、昭和53年3月に大阪地域公害防止計画が再策定されたので、昭和54年度においては、引き続き、環境管理計画について、各種の事業内容等の調査検討を行うとともに、新たに、府域における環境保全を基調としながら、80年代を展望した総合的、長期的な計画についての調査、研究を進めることとし、その基礎資料として技術的データ等の収集整理に努めた。

第2節 環境汚染の未然防止

第1 環境影響評価の検討

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業については、環境汚染の未然防止を図るため、いわゆる環境影響評価の必要性が指摘されるとともに、これを実施するための環境影響評価制度の確立が強く要請されている。

環境影響評価制度は、当該開発事業が広く環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づき調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める手続を定めるとともに、これらの手続に関する開発事業者の責務や、行政機関並びに関係地域住民の役割・機能等を明確にすることにより、公害の防止と環境の保全について適正な配慮がなされることを期するものである。

国においては、かねてから環境影響評価の制度化について検討が進められてきたが、昭和54年4月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和55年5月には法律案が閣議了解されたところである。また、地方自治体においても、制度化について独自の検討

討がなされており、既に条例、要綱等により環境影響評価を制度化しているところもみられる。

府においては、かねてから環境影響評価に関する調査研究を進める一方、関西電力株式会社による多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺・泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、制度のあり方についても検討を行ってきたところである。

昭和54年度においては、特に環境影響評価に必要な公害事象に係るデータ収集と解析を行い、汚染予測手法の確立を図るなど、技術面の検討を進めるとともに、府独自の制度のあり方についても基本的な調査検討を行ったが、制度化については、対象事業の範囲、評価手法、住民参加並びに審査のあり方など、なお検討すべき問題があり、今後、国の動向も勘案しながら、積極的に調査検討を進めることとした。

第2 土地利用の適正化等

1 工場の適正配置及び集団化の促進

第1部で概観したように、我が国、とりわけ府域のような狭小過密な地域における公害問題の抜本的解決のためには土地利用の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との混在状態は、騒音・振動を始め各種の公害事象を深刻化させることとなり、住民の被害はもとより、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和54年度においては、公害防止事業団及び財団法人大阪府中小企業団地開発協会による大阪市大正区、富田林市、柏原市等における中小企業団地造成事業を促進した（詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の促進」参照）。

2 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜海水浴場の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするもので、現に悪化した環境を改善し、あるいは進行しつつある環境汚染を防止するとともに、積極的に地域の環境整備を図ろうとする性格を持つものである。事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市協の浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に現地着工した。

昭和54年度においては、30億円の事業費で埋立護岸工事を引き続き実施した。

第3節 環境汚染情報の収集と利用システムの開発

総合的な環境行政を適切かつ効果的に推進する上では、環境状況を適確には握し、施策効果の評価と将来予測を踏まえながら有効な施策を講じることが要請される。そのため、種々の環境情報を迅速、正確に収集し、電子計算組織の効率的な活用に

より、施策立案に必要なかつ適切な情報を迅速に提供することが必要である。

府では、昭和52年10月に公害監視センターに汎用中型電子計算機を導入して以来、環境汚染管理システムの構築等を進めてきたが、昭和54年度においては、以下の業務を行った。

1 各種システムの開発及び活用

府及び市町村で得られた測定データを格納し、各種応用解析業務を行う観測システムについては、年報・月報の作成等の活用を行った。

法律及び府公害防止条例に基づく府下工場・事業場に関する届出、立入検査等のデータを格納し、発生源規制業務、各種計画の策定等を行う工場・事業場管理データベースシステムについては、ばい煙発生施設に係る届出内容等の登録を引き続き行った。また、大気課にオンライン端末を設置し、リモートバッチ処理方式による運用を行った。さらに、水質汚濁に係る発生源規制業務の機械化についても検討を行った。

近年大きな社会問題になっている道路騒音について、道路交通騒音予測システムを開発した。これは、道路構造別（平坦、高架など）に、音響学会方式等の手法を用いて予測し、コンターマップを描かせるものである。

2 各種応用プログラムの開発

大気汚染シミュレーションモデル、地域整備の環境影響評価手法に関するモデル、騒音振動関係苦情処理プログラム等の開発を行った。

3 計算機の共同利用

府生活環境行政の運営の効率化に資するため、公害防止その他生活環境の保全に関する業務について、汎用電子計算機の共同利用を進め府生活環境部各課及び府立の各研究機関の利用に供した。

第4節 府公害対策審議会等における審議状況

第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例(昭和46年大阪府条例第2号)に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたもので、昭和54年度における審議状況は表3-1-1のとおりである。

また、同条例に基づき、大気汚染、騒音・振動及び法制度関係の専門委員を置いて

おり、昭和54年度においては、大気汚染分科会及び騒音・振動分科会を開催し調査審議を行ったが、その状況は表3-1-2のとおりである。

昭和55年3月31日現在、委員数は35名、専門委員数は26名（大気汚染関係9名、騒音・振動関係10名、法制度関係7名）である。

表3-1-1 府公害対策審議会における審議状況（昭和54年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭 54. 9. 10 (第44回)	① 審議会会長を選出した。 ② 二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議の中間報告について事務局から説明を受けた。

表3-1-2 専門委員会における審議状況（昭和54年度）

（大気汚染分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭 54. 10. 1 (第13回)	炭化水素規制の動向等について審議

（騒音・振動分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭 54. 6. 26 (第10回)	鉄軌道騒音・振動対策に関する基本的考え方について審議
昭 54. 12. 24 (第11回)	同 上

第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質

の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和54年度における審議状況は表3-1-3のとおりである。

また、同条例に基づき、水質汚濁の防止に関する専門の事項を調査するため専門委員を置いており、昭和54年度における審議状況は表3-1-4のとおりである。

表3-1-3 府水質審議会における審議状況（昭和54年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭 54. 9. 10 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ① 「水質総量規制の実施に伴う総量規制基準の設定」について諮問を受け、調査審議を行った（昭和54年10月5日付けで専門委員会に調査検討を付託）。 ② 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」及び「^{リン}及びその化合物に係る削減指導方針」の策定方法等について事務局から説明を受けた。
昭 55. 2. 27 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ① 「昭和55年度公共用水域の水質測定計画」について諮問を受け、調査審議を行った結果、同日付けで答申した。 ② 専門委員会における「水質総量規制の実施に伴う総量規制基準の設定」の調査検討状況について中間報告を受けた。 ③ 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」(案)及び「^{リン}及びその化合物に係る削減指導方針」(案)について事務局から説明を受けた。

（昭和54年9月10日付けの諮問事項については、昭和55年4月24日開催の府水質審議会において、専門委員会からの最終報告をもとに調査審議した結果、同日付けで答申した。）

表3-1-4 専門委員会における審議状況（昭和54年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭 54. 10. 8 (第1回)	① 専門委員長を選出 ② 諮問事項の趣旨及び付託事項について事務局から説明聴取 ③ 今後の調査検討の進め方について協議
昭54. 11. 8 (第2回)	① 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」の概要について事務局から説明聴取 ②下水道終末処理場等の生活系事業場に係る総量規制基準について調査検討
昭 54. 11. 27 (第3回)	産業系事業場に係る総量規制基準について調査検討
昭 54. 12. 19 (第4回)	①産業系事業場に係る総量規制基準における業種間の負荷量のバランス等について調査検討 ②汚濁負荷量の測定方法について事務局から説明聴取
昭 55. 1. 16 (第5回)	①総量規制基準について調査検討 ②新增設に係る特別の総量規制基準設定の考え方について調査検討
昭 55. 1. 31 (第6回)	①下水道業に係る総量規制基準について下水道部局から意見聴取 ②新增設及び新たに区分を設定した業種に係る総量規制基準について調査検討 ③府水質審議会に「化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定」について中間報告することを決定

（昭和54年10月5日付けの付託事項については、昭和55年4月7日開催の専門委員会で調査検討した結果、同年4月8日付けで府水質審議会へ最終報告を行った。）